

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び 「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について

1 概要

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年9月2日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。)及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年9月2日総務大臣決定。以下「評価指針」という。)の改定を行うため、総務大臣からの諮問を受け、独立行政法人評価制度委員会で審議を行うもの

2 改定内容

(1) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」の策定に伴う改定

デジタル庁において、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)が定められた。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)にのっとり、独立行政法人の目標策定及び評価においても、同方針を踏まえて実施するよう、目標策定指針及び評価指針を改定する。

(2) その他の実務的な改定

(1)に合わせて、以下の実務的な改定を行う。

- ・ 目標策定指針において、「情報セキュリティ対策推進会議」の決定等を参照することを定めているところ、同会議が活動終了していることに伴い、「サイバーセキュリティ戦略本部」に改める。
- ・ 目標策定指針において、評価単位となる「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定することを定めているところ、「一定の事業等のまとまり」を目標内に明示すべき旨を目標策定指針に明記する。

(参照条文)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(評価等の指針の策定)

第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 **総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。**

3 (略)

(参考)デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)(抄)

独立行政法人の情報システムに関する具体的な施策

(略)

令和3年度(2021年度)からは、主務大臣が独立行政法人に対して独立行政法人通則法に基づく目標策定・評価を実施する際に、デジタル庁が策定した情報システム整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁が、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、デジタル庁は、是正が必要な場合には主務大臣と協議し、調整を行う。

具体的には、**総務省は、令和3年度(2021年度)中に情報システム整備方針を踏まえ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」を改定する。**各主務大臣は、情報システム整備方針を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度(2022年度)中に速やかに変更する。ただし、令和3年度(2021年度)が目標期間の最後の事業年度に当たる独立行政法人(行政執行法人を含む。)については、情報システム整備方針を踏まえて次期目標を策定する。

(略)